繰越明許費繰越使用の報告について

平成24年度藤沢市一般会計繰越明許費の繰越使用について,別紙繰越計算書の とおり報告する。

2013年(平成25年) 6月5日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

報告理由

平成24年度藤沢市一般会計繰越明許費を繰越使用するので、地方自治法施行令 第146条第2項の規定により報告する。

参考

地方自治法施行令 抜粋

(繰越明許費)

- 第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越 したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において これを議会に報告しなければならない。

款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額
9、公公中,	1 総務管理費	庁舎等整備費	147, 969, 000	147, 969, 000
2 総務費	7 防災費	防災設備等整備事業費	3, 563, 700	3, 563, 700
7 農業水產 業費	E 2 水産業費	つくり育てる漁業推進事業費	56, 000, 000	56, 000, 000
		自転車駐車場整備費	30, 015, 000	30, 015, 000
9 土木費	道路橋りよ 2 * ##	市道新設改良費	27, 059, 000	27, 059, 000
	² う費	道路維持管理業務費	14, 000, 000	14, 000, 000
		道路改修舗装費	2, 000, 000	2, 000, 000
	4 都市計画費	遠藤葛原線新設事業費	202, 784, 000	202, 784, 000
	其四 旧山州	辻堂駅南口駅前広場改良事業費	129, 223, 000	129, 223, 000

(単位 円)

																(<u>単位</u> 円)
				左			の	財	初	原		内		訳		
既 収	入	特	定	財	源	į		未	収	入	特	定	財源	 原		,
国県支出金	地	方	債		そ	の	他	国県支出	金	地	方	債	そ	の	他	一般財源
																147, 969, 000
																3, 563, 700
																56, 000, 000
								6, 484, 00	0	9, 7	700,	000				13, 831, 000
								8, 250, 00	0	6, (000,	000				12, 809, 000
								6, 160, 00	0							7, 840, 000
								880, 00	00							1, 120, 000
								80, 476, 00	0	108,	500,	000				13, 808, 000
								45, 320, 00	0	33, 3	300,	000				50, 603, 000

平成24年度藤沢市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
9 土木費	4 都市計画費	善行長後線街路新設事業費	7, 350, 000	6, 247, 500
	東岡 旧川(明 ま	藤沢北口駅前地区整備事業費	129, 700, 000	129, 700, 000
	5 住宅費	住宅環境整備事業費	71, 600, 000	71, 600, 000
	2 小学校費	学校施設環境整備事業費	258, 248, 000	258, 248, 000
11 教育費	3 中学校費	学校施設環境整備事業費	736, 856, 000	736, 856, 000
	3 下子仅有	諸整備事業費	22, 705, 000	22, 086, 550

繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

				(単位 円)	
	左 の	財 源 内	訳		
既収入特	定 財 源	未収入特定	財 源	一般財源	
国県支出金 地 方	債その他	国県支出金 地 方 債	その他	河文 兒 仏乐	
				6, 247, 500	
		14, 509, 000 73, 400, 000		41, 791, 000	
		28, 800, 000 35, 200, 000		7, 600, 000	
		60, 440, 000 178, 900, 000		18, 908, 000	
		94, 063, 000 584, 800, 000		57, 993, 000	
		5, 210, 000 13, 000, 000		3, 876, 550	